

通 達

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算について

福祉・介護職等処遇改善加算（令和8年4月から令和9年3月）について、令和8年度介護職員等処遇改善計画（令和8年4月から令和9年3月）を下記のとおりとします。

1. 対象者 支援員・指導員・世話人・管理責任者等（正社員が対象です）

2. 期 間 令和8年4月から令和9年3月まで

3. 介護職員等処遇改善手当（毎月支払い分）について

介護職員等処遇改善手当として、令和8年4月から下記の金額を支払う。

（前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る）

・支援員・指導員・世話人・管理責任者等である正社員 46,000円/月

※稼働状況等により年度の途中で金額を見直します。（3ヶ月に1度見直し予定）

4. 令和8年度賃金改善計画

【収入】	(単位:千円)
処遇改善加算見込額	53,058千円
【支出】	
① 基本給（昇給時の昇給額（累積）の年額）	6,930千円
② 処遇改善手当（毎月支給分）	29,256千円
③ 処遇改善手当（賞与時支給分）	5,000千円
④ キャリアアップ手当（毎月支給分）	113千円
⑤ ユニットリーダー手当増額分	550千円
⑥ 調整手当	4,998千円
⑦ 社会保険料等法人負担分	7,027千円
賃金改善所要見込額合計	53,874千円
【収支差額】	-816千円

5. その他

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
- ・働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ・業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う
- ・各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

令和8年4月15日

社会福祉法人 一燈会 理事長 山室 淳 印略